

南紀熊野ジオパーク教育普及事業実施要項

(目的)

第1条 この要項は、学校及び事業者等（以下「主催者」という。）が実施するジオパークに関する学習会に、南紀熊野ジオパーク推進協議会（以下「協議会」という。）が、南紀熊野ジオパークガイド（以下「ガイド」という。）や、南紀熊野ジオパーク推進協議会学術専門委員（以下「委員」という。）等を派遣することにより、ジオパーク教育及び学習に関する活動を支援し、もって南紀熊野ジオパークを活用した教育の普及を図り、南紀熊野の郷土に誇りを持てる人づくりに寄与することを目的とする。

(学習会)

第2条 協議会がガイド及び委員等を派遣する学習会は、次の各号すべての事項に該当するものとする。

- (1) 原則として、南紀熊野ジオパークエリア内で実施されるもの
- (2) 地域住民の南紀熊野ジオパークに関する教育及び学習の推進に資すると認められるもの
- (3) 概ね10人以上の参加者が見込まれるもの（学校に対する派遣を除く。）
- (4) 原則として、学習会の参加費が無料であるもの（ただし、資料代等の必要経費の徴収は行うことができる。）
- (5) 原則として、修学旅行ではないもの
- (6) 原則として、主催者が和歌山県内に立地する学校及び事業者等並びに和歌山県内からの越境通学が認められている学校であるもの
- (7) 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としないもの

(派遣)

第3条 ガイド又は委員等の派遣は、原則として1回に1名とする。

- 2 主催者が同一である学習会に対するガイド及び委員等の派遣は、同一年度において原則として2回を限度とする。
- 3 派遣されたガイド及び委員等は、主催者の要請に応じ、学習会においてジオパークに関する教育及び学習に関する活動を行う。

(謝金及び旅費)

- 第4条 協議会は、学習会（フェニックス褶曲園地に入場を伴うものを除く。）に派遣されたガイドに謝金として、南紀熊野ジオパークガイドの会で別に定められたガイド料金に準じた額を予算の範囲内において支給する。
- 2 協議会は、学習会に派遣された委員等に謝金及び旅費として、和歌山県の規定に準じた額を予算の範囲内において支給する。

(申請)

第5条 学習会にガイド及び委員等の派遣を受けようとする主催者は、原則として当該派遣を受けようとする学習会を実施する30日前までに、南紀熊野ジオパーク教育普及事業実施申請書(別記第1号様式)により協議会事務局に申請しなければならない。

(決定)

第6条 協議会事務局は、前条の規定による申請があった場合、第2条の規定に基づいてこれを審査し、南紀熊野ジオパーク教育普及事業実施通知書(別記第2号様式)により、採否を申請者に通知する。

(実施)

第7条 前条の通知書を受け取り、学習会を実施することとなった主催者は、派遣するガイド及び委員等と連絡調整を行い、学習会を実施しなければならない。

(報告)

第8条 主催者は、学習会の実施後、30日以内にその結果について南紀熊野ジオパーク教育普及事業実施結果報告書(別記第3号様式)により、協議会事務局に報告するものとする。

(経費負担)

第9条 協議会は、学習会(フェニックス褶曲園地に入場を伴うものを除く。)実施に要する経費のうち派遣するガイド又は委員等の謝金及び入館料等、委員等の旅費を負担し、その他の経費については、主催者が負担するものとする。

2 協議会は、フェニックス褶曲園地に入場を伴う学習会実施に要する経費のうち同園地の入場に必要ガイドの費用の2分の1を負担し、その他の経費は主催者が負担するものとする。

3 前項の規定により協議会が負担する経費の支払に関する事務は、協議会事務局が行う。

(補則)

第10条 この要項に定めのない事項で、南紀熊野ジオパーク教育普及事業の実施に係る必要な事項は、協議会事務局が別に定める。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。